

▶ご長寿おめでとうございます  
敬老お祝品の引換券を  
お届けします

お知らせ ★地域福祉課 25- 1 1 4 2

新型コロナウイルス感染予防の観点から、今年度の敬老会（市主催・自治会主催）は、敬老お祝品の贈呈に変更いたしました。

お祝い品は、市内の業者が提供する約60品目の商品からお選びいただけます。敬老お祝い品引換券は9月上旬から自治会を通じて配布、又は郵送でお届けします。

●対象  
7月1日時点で市内在住の75歳以上の方（年内に75歳を迎える方も含まれます）



▶令和2年度補助対象事業を募集  
観光振興チャレンジ  
サポート補助金

お知らせ ★商工観光課 ☎ 25- 1 1 7 4

観光振興に向けた自由かつ独創的な取組を行おうとする団体に補助金を交付します。詳しくは市ホームページ又は商工観光課（市役所4階）にある募集要項をご覧ください。

●補助対象 観光イベントや特産品の開発などの事業で、補助金交付要綱の要件を全て満たすもの

●対象団体 市内を主な活動拠点としている法人又は団体に補助金交付要綱の要件を全て満たす者

●補助額 補助対象経費の2分の1（上限100万円）

●審査 書類審査やヒアリングなどにより決定

●応募 事前相談のうえ9月30日（水）までに必要書類（募集要項で確認）を商工観光課へ提出

▶5年に一度の重要な統計調査  
令和2年国勢調査にご協力ください

お知らせ ★本庄市国勢調査コールセンター（企画課内） ☎ 25- 1 7 0 4

5年に一度の日本で最も重要な統計調査「国勢調査」を、10月1日（水）現在で実施します。9月14日（月）から国勢調査員が調査票を配布しますので、ご協力をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため調査書類の配布や受け取りを、できる限り皆さんと調査員が対面しない非接触の方法で行います。

郵送で回答する方へ  
1枚の調査票に4名まで記入できます。5名以上の世帯で追加の調査票が必要な場合は、コールセンターまでご連絡ください。

新型コロナウイルス感染防止に関する  
お知らせ

国勢調査のご回答は、できる限り  
インターネットでお願いします  
(郵送も可能です)

皆様のご理解とご協力を  
よろしくお願いたします

アクセスは  
こちらから

国勢調査オンライン

検索

▶新学期にむけて  
小規模特認校の入学・転入学児童を募集

お知らせ ★学校教育課 ☎ 25- 1 1 8 3 ・仁手小学校 ☎ 22- 2 9 6 7

本庄市教育委員会では、全ての学級の児童数がおおむね18人未満の小規模特認校に指定しています。今年度も小規模特認校への（令和3年度）入学・転入学児童の募集を行います。

**小規模特認校制度**  
小規模特認校制度は、少人数ならではのきめ細やかな指導や地域の特性を生かした体験活動など、特色ある教育活動を行う学校を教育委員会が指定し、「このような環境で学びたい、子どもを学ばせたい」と希望する児童と保護者に、一定の条件のもと市内全域から入学を認める制度です。

- 小規模特認校制度指定学校  
仁手小学校（仁手618）  
<http://edu-honjo.com/nittesyo/html/htdocs/>
- 小規模特認校への入学・転入学の条件  
①～④全ての条件を満たしていること。  
①特別支援学級を除き、全学級数が7学級以上の学校の通学区域に居住している児童であること。  
②児童とその保護者が、小規模特認校の教育活動などについて理解し、協力できること。  
③通学に当たっては、保護者の責任において通学させること。  
④原則として、卒業まで在籍させること。
- 募集定員  
令和3年度の小学校1～6年生で各学年若干名
- 学校見学・授業体験  
10月から11月までの間に、当該校において随時実施します。事前に学校へご連絡ください。
- 申請  
希望者は11月30日（月）から12月11日（金）までに直接学校教育課（市役所4階）へ
- 面接  
児童及びその保護者に対して、教育委員会と学校長による面接を実施します。

▶令和3年度の利用に向けて  
はにぼんプラザ  
団体利用登録の受付を開始

お知らせ ★市民活動推進課 ☎ 22- 0 8 2 8

市内で市民活動及び市民交流を行う法人、その他の団体がはにぼんプラザを定期的に利用する場合は、団体利用登録をすることができます。

- 登録団体になると
- ①一般団体よりも1か月早く施設予約ができます（登録した利用日時に限る）。
- 【予約開始日】
- ・登録団体…利用する日の月の4か月前の初日
  - ・一般団体…利用する日の月の3か月前の初日
- ②団体ロッカー・倉庫が利用できます。
  - ③はにぼんプラザで団体の活動状況をPRできます。

**既登録団体の再登録について**  
団体利用登録は年度ごとになります。既に登録している団体でも令和3年3月31日で登録期間が終了し、登録した部屋及び団体ロッカー・倉庫を利用する権利がなくなります。翌年度も登録を希望する場合、提出書類の再提出が必要になりますのでご注意ください。  
また、希望する部屋や利用日時が他団体と重複した場

- 受付期間 9月1日（火）～30日（水）（土・日・休日は除く） 午前8時30分～午後5時15分  
※締切後も申請は受け付けますが、期限内に提出があった団体の利用確定後（利用調整会議後）に空いている部屋や利用日時での登録となります。
- 受付窓口 はにぼんプラザ1階事務室（郵送不可）
- 提出書類 ①団体利用登録・登録変更申請書  
②団体ロッカー・倉庫利用希望申請書（利用希望団体のみ）  
※申請書は9月1日（火）から受付窓口で配布、又ははにぼんプラザホームページからダウンロードできます。

合や団体ロッカー・倉庫の利用を希望する団体が多数の場合、利用調整会議での抽選等による調整を行います。  
なお、既に登録している団体には、個別に申請書を郵送しています。  
※詳しくは、はにぼんプラザ1階事務室（市民活動推進課）へお問い合わせください。